

面会制限の緩和について

長崎市内における新型コロナウイルス感染者減少に伴い

令和4年9月26日（月）より

面会制限を緩和いたします

面会できる方

- ご家族の方、1回の面会につき2名まで（19歳以上の方・
県内・県外在住問わず）
 - ◆ 面会は利用者様お一人につき週1回まで
 - ※ ご家族間での調整をお願いします
 - ◆ 1回の面会時間は15分以内
 - ◆ コロナウイルスワクチン3回接種後、2週間経過した方
 - ※ 面会時にはワクチン接種記録を持参してください

入館時のお願い

- マスク着用（不織布マスク）・手指消毒の徹底
- 検温の徹底（37.0度以上の方は入館・面会不可）
- 利用者さまへの直接の介助や身体に触れることはお控えください。

面会時間 平日 13：30～16：30 （土・日・祝日不可）

※ 受付 16：15まで

利用者さまの生命を守るための対策です
ご理解 ご協力をお願いいたします